

気象警報発令による臨時休業等について

(2010.5.27 市町村区分発令による改定)

気象警報・注意報等に関する情報は、「[気象庁ホームページ](#)」から確認してください。

1. 対象とする警報ならびに地域

○警報の種類

暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪 警報のいずれか1つ以上

○発令の地域

・**「奈良県全域」「奈良県北部」**および**「五條市北部(五條北部吉野)」**
・自宅所在の市町村、通学経路上の市町村

※以上のいずれかに発令された場合、2. の要領で登校または臨時休業するものとする。
※なお、発令の情報は、各テレビ・ラジオ局、その他の情報機関によって市町村の区分で表示されていないことがありますので、詳細を確かめてください。

2. 警報発令時と解除時の対応

○登校前に、発令されている場合

→登校せず、自宅で待機をする。

○学校(五條市北部)に警報が発令されていて、次のようにに解除された場合

午前6時までに解除された場合	平常どおり授業
午前9時までに解除された場合	1～3限を休業し、4時限(12:45～)より授業
午前9時までに解除されない場合	臨時休業

※ただし、この場合、**午前中みの校時**(テスト・午前中授業・午前中の行事など)が当初予定されていた場合は、**4時限(12:45～)より開始**する。

※ただし、校外行事等の特別事情のあるときは、別途連絡するものとする。

3. 学校で学習中に警報が発令された場合の対応

そのときの状況を判断し、原則として授業を中止し下校する。

ただし、下校にあたっては、安全確保を最優先するので、**警報発令と同時に下校するとは限らない**。

4. その他

警報が発令されていなくても、また警報が解除されても、居住地域や交通関係等に危険があると思われる場合は、無理に登校しないよう各自で判断する。→ **その場合は、学校にその旨を連絡する**。

尚、臨時休業によって欠けた授業は、原則として後日に補充するものとする。

5. お問い合わせ

○五條高等学校賀名生分校

電話 0747-32-0043

